

2019年6月14日

各位

**重 要**

福岡市薬剤師会  
学術研修委員会  
常務理事 古賀 友一郎

## 研修会での単位取得のルールが変わります！

日本薬剤師研修センターにおける研修単位取得が、**2019年7月1日**から厳格化され、研修実施機関が研修会会場にて研修単位を付与する薬剤師の「本人確認」と、研修会終了後に各研修会の「免許番号を記載した受講者名簿」を研修センターへ提出することが義務化されます。

つきましては、研修単位を取得希望される方は、以下の（１）又は（２）に該当する薬剤師免許番号の確認できるものを**必ず持参**して下さい。

- （１）福岡県薬剤師会研修カード
- （２）県薬研修カードをお持ちでない方（病薬会員・非会員）は、

**薬剤師免許番号が明記**されたもの

（薬剤師免許証の写し、研修センター認定薬剤師証、HPKIカード等）

- ・研修会受講時点で薬剤師免許番号が確認できない方は単位を取得できません。
- ・薬剤師免許番号の後日連絡は認められません。
- ・間違った薬剤師免許番号では、研修センターでのチェックにより失格となり、単位取得となりません。

※受講者名簿の送付にあたっては、個人情報の取り扱いには十分注意させていただきます。

※これまでの「研修受講証明書」は廃止され、「県薬研修カードによる参加登録」又は、当日の「研修受講シール発行」のみとなります。

⇒ 6月末までに発行された「研修受講証明書」をお持ちの方は、速やかに研修センターへ受講シール請求の手続きを行って下さい。従前の研修受講シールは廃止されます。

薬剤師の生涯研鑽の質の維持、研修単位不正取得防止のための厳格化です。  
皆様のご理解とご協力の方よろしくお願い申し上げます。

※詳細については、後ほどメール配信・ホームページ等でご案内いたします。